

トリチウム水の処分方法については、当県の幅広い関係者から丁寧に意見を聴取するとともに、新たな風評を助長しないよう風評対策の拡充・強化と併せて示すことを求める意見書

去る1月31日に開催された多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内貯蔵タンクに保管される放射性物質トリチウムを含んだ水（以下「トリチウム水」という。）の処分方法について、国内外で処分実績がある海洋放出と大気への水蒸気放出が現実的な選択肢であるとの提言案を取りまとめ、平成28年11月から17回にわたる議論を終結した。

提言案では、海洋放出の方が水蒸気放出よりも希釈拡散の状況が予測しやすく、放射性物質の監視体制の構築の検討が容易であると評価するなど、約3年の議論を経て、東京電力福島第一原子力発電所の構内に保管されているトリチウム水の処分方法が決定されようとしている。トリチウム水の処分によって生じる新たな風評影響への対応を含め、最終判断は国に委ねることとしているが、県内では、農林水産業を中心に風評拡大への懸念が広がっている。特に、漁業従事者は、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、安全性を確保するため、当県が実施する放射性物質モニタリングとは別に、出荷する漁獲物を自主的に検査するなど、厳格な検査体制を継続しながら、本格操業に向け、試験的な操業を続けており、これらの努力が、新たな風評によって、水泡に帰すようなことはあってはならない。東京電力福島第一原子力発電所の事故から9年が経過し、当県の様々な産業の復興・再生が着実に歩みを進めている中、国の責任による適切な対応が求められている。

よって、国においては、トリチウム水の処分方法については、当県の幅広い関係者から丁寧に意見を聴取するとともに、新たな風評を助長しないよう風評対策の拡充・強化と併せて示すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
復興大臣
原子力規制委員会委員長

宛て

福島県議会議長 太田光秋